

# 産業廃棄物処分業許可証

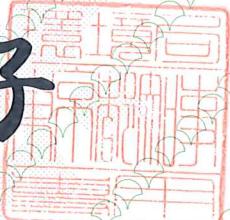
住所 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

氏名 高嶺清掃株式会社  
代表取締役 関川 泰子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 8月22日

許可の有効年月日 令和4年 8月21日

## 1 事業の範囲

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| (1) 業の区分                 | : 中間処理  |
| (2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類 |   |
| ア 破碎                     | : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、金属くず、<br>ガラス・コンクリート・陶磁器くず<br>(以上6種類)      |
| イ 圧縮                     | : 金属くず(空き缶に限る。)<br>(以上1種類)  |
| ウ 圧縮・梱包                  | : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、<br>ガラス・コンクリート・陶磁器くず<br>(以上7種類) |
| エ 溶融                     | : 廃プラスチック類(発泡スチロールに限る。)<br>(以上1種類)                                |

## 2 事業の用に供する施設(施設詳細は裏面)

## 設置場所

- (1) 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

## 3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 平成9年 8月22日  | 新規許可         |
| 平成29年 8月22日 | 更新許可 第4回     |
| 令和元年12月20日  | 変更届 溶融施設の入替え |

## 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面あり)

認定番号: 1-19-C0099



産業廃棄物

この許可証には複製の不正防止処置を施しております。



東京都

許可番号 13-20-007854号

## 2 事業の用に供する施設

(1) 東京都葛飾区東立石三丁目5番1号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	4.80 (t/日)	4.50 (t/日)	平成10年 10月12日	――	――
	紙くず	4.24 (t/日)				
	木くず	4.88 (t/日)				
	ゴムくず	3.36 (t/日)				
	金属くず	4.24 (t/日)				
	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	5.12 (t/日)				
圧 縮	金属くず (空き缶に限る。)	3.60 (t/日)	――	平成9年 5月10日	――	――
圧縮梱包	廃プラスチック類	24.2 (t/日)	34.5 (t/日)	平成18年 7月3日	――	――
	紙くず	36.2 (t/日)				
	木くず	――				
	繊維くず	46.0 (t/日)				
	ゴムくず	64.5 (t/日)				
	金属くず	64.5 (t/日)				
溶 融	廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)	0.186(t/日)	――	令和元年 9月26日	――	――

(以下余白)